

令和4事業年度

事業報告書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月 31日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4	中期目標	5
	(1) 第4期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）の概要	
	(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
	(1) 行動憲章	
	(2) 運営上の方針・戦略等	
6	中期計画及び年度計画	8
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	24
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	28
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価の前提情報	31
	(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
	(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
	(3) 野菜関係	
	(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
	(5) 情報収集提供	
10	業務の成果と使用した資源との対比	44
	(1) 自己評価（令和4年度項目別評定総括表）	
	(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11	予算と決算との対比	46

1 2	財務諸表	47
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	50
(1)	貸借対照表	
(2)	行政コスト計算書	
(3)	損益計算書	
(4)	純資産変動計算書	
(5)	キャッシュ・フロー計算書	
1 4	内部統制の運用に関する情報	52
1 5	法人の基本情報	52
(1)	沿革	
(2)	設立に係る根拠法	
(3)	主務大臣	
(4)	組織体制	
(5)	事務所の所在地	
(6)	主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7)	主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8)	翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6	参考情報	60
(1)	要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2)	その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「a l i c」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第4期中期目標期間の5年目である令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定及び日・EU経済連携協定（以下「TPP11協定等」という。）の発効に伴い法制化された肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）・肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）等の経営安定対策を中心に需給調整・価格安定対策及び需給等に関する情報の収集・分析・発信を行いました。また、畜産関連では新型コロナウイルスの感染拡大に係る支援対策として、乳製品の需給緩和への支援に引き続き取り組んだことに加え、飼料穀物価格が、主要生産国の不作や原油高等に伴い高騰していることに関しても迅速に対応しました。また、野菜関連では暖冬等の影響による主要野菜の価格低迷の長期化を踏まえ、緊急需給調整事業について、昨年度見直しを行った参加要件に基づいて、今年度も引き続き事業を実施しました。さらに、砂糖及びでん粉関連では、調整金徴収業務の一連の手続きのオンライン化をさらに進め、食品の輸出促進の観点から申請者の利便性向上を図るため、当該調整金返還手続きについてもオンライン化しました。

一方、組織運営につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組みつつ、デジタル・トランスフォーメーションの流れに後れをとらないよう、オンライン化等の対応を着実に進め、効率的かつ円滑な業務運営に努めるとともに、内部ガバナンスの充実・強化に引き続き取り組みつつ、取り巻く情勢の変化に対応し、その責務を果たすことができるよう、役職員一丸となって全力で取り組むこととしております。

本事業報告書が、a l i cの様々な活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 天 羽 隆



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条）

a l i c は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

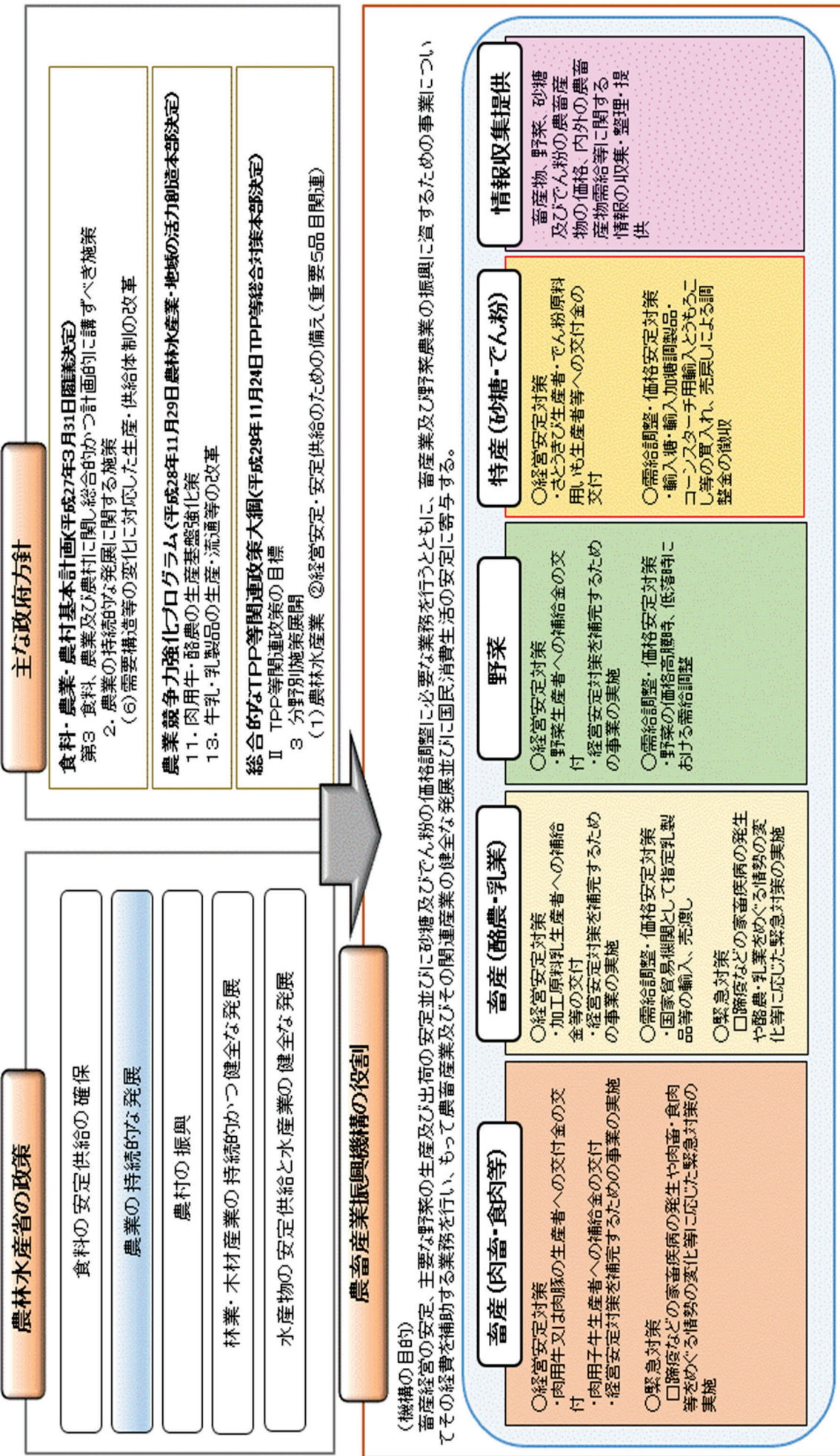
3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（独立行政法人農畜産業振興機構中期目標より抜粋）

a l i cは、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、生産者の経営安定や安定供給を図るため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図



4 中期目標

(1) 第4期中期目標期間（平成30年度～令和4年度）の概要

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面しています。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農畜産業の持続的な発展に向けた国際競争力の強化等のためのスピード感のある取組が求められています。このため、政府においては、基本計画に基づき、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしています。

また、総合的な TPP 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定。以下「TPP 大綱」という。）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の下で、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされました。さらに、日 EU・EPA の大枠合意を受けて、平成 29 年 11 月 24 日に改定された TPP 大綱では、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、農業生産者の経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしています。

このように、a l i c の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進において一層重要となっていることから、a l i c としては引き続き国との連携を強化しつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、独立行政法人として国民の期待と信頼に応えて機動的かつ効率的に業務を実施することを通じて、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	(1) 経営安定対策 畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施 (2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施

畜産（酪農・乳業） 関係	（１）経営安定対策 酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付及び酪農・乳業に係る補助事業等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施 （３）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
野菜関係	（１）経営安定対策 生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業を実施
特産関係（砂糖・でん粉）	（１）経営安定対策 地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施 （２）需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、調整金の徴収を実施
情報収集提供	農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施